

平成19年西東京市教育委員会第3回定例会会議録

- 1 日 時 平成19年3月31日(土)
開会 午後2時37分 閉会 午後3時07分
- 2 場 所 保谷庁舎 防災センター6階講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 委 員 長 竹 尾 格
委員長職務代理者 角 田 富美子
委 員 宮 田 清 蔵
委 員 沼 本 禧 一
教 育 長 宮 崎 美代子
- 5 出席職員 学 校 教 育 部 長 村 野 正 男
学校教育部参与兼教育庶務課長 二 谷 保 夫
学校教育部主幹(教育庶務課) 小 野 隆
学校教育部副参与兼学務課長 富 田 和 明
学校教育部副参与兼指導課長 大 町 洋
統 括 指 導 主 事 中 村 豊
指 導 主 事 小 坂 和 弘
指 導 主 事 岡 本 賢 二
指 導 主 事 渡 邊 重 幸
学校教育部副参与兼教育相談課長 長 澤 和 子
生涯学習部長 名古屋 幸 男
社会教育課長 宮 寺 勝 美
スポーツ振興課長 東 原 隆
保谷公民館長 相 原 昇
中央図書館長 小 池 博
- 6 事務局 教育庶務課庶務係長 白 井 清 美
教育庶務課庶務係主任 後 藤 幸 男
- 7 傍聴人 0人

平成19年西東京市教育委員会第3回定例会議事日程

日 時 平成19年3月31日(土) 午後2時30分～

会 場 西東京市防災センター6階 講座室2

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 選挙第1号 西東京市教育委員会委員長の選挙について
- 第3 議席の指定
- 第4 議案第11号 西東京市教育委員会の課長(担当職含む。)の職以上の人事についての専決処分について
- 第5 議案第12号 西東京市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- 第6 議案第13号 西東京市教育財産の処分について(申出)の専決処分について
- 第7 議案第14号 西東京市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則
- 第8 報告事項 (1) 西東京市文化財の指定について(答申)
(2) 社会教育施設のあり方について(提言)
(3) 平成19・20年度西東京市立小・中学校学校医等の委嘱について
- 第9 その他

西東京市教育委員会会議録

平成 19 年第 3 回定例会
(3 月 3 1 日)

午後 2 時 3 7 分 開 会

議事の経過

角田委員長職務代理者 ただいまから平成 19 年西東京市教育委員会第 3 回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。本日は沼本委員にお願いいたします。

角田委員長職務代理者 日程第 2 選挙第 1 号 西東京市教育委員会委員長選挙を行います。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 12 条第 1 項の規定に基づき、選挙を行います。

平成 19 年 3 月 31 日 西東京市教育委員会教育委員長職務代理者 角田富美子
選挙の方法につきましては、西東京市教育委員会会議規則第 6 条の規定に基づき行います。立会人に沼本委員と二谷教育庶務課長を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

角田委員長職務代理者 御異議なしと認めます。よって、沼本委員と二谷教育庶務課長に立会人をお願いいたします。

投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

角田委員長職務代理者 配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

角田委員長職務代理者 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めてください。

〔投票箱点検〕

角田委員長職務代理者 投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、村野学校教育部長の点呼に従いまして、順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

角田委員長職務代理者 投票を終了いたします。

開票を行います。

〔開票〕

角田委員長職務代理者 開票の結果を報告いたします。

投票総数 4 票。うち有効投票数 4 票。内容は、竹尾委員 3 票、角田委員 1 票。よって、西東京市教育委員会委員長には竹尾委員が当選されました。それでは、委員長に当選されました竹尾委員にごあいさつをお願いいたします。

竹尾委員 図らずもまた委員長をお受けすることになりまして、光栄であると同時に、大変しんどいなというふうにも思っております。私は皆さん御存じのこういう人間でございますが、職責を全うするために精いっぱい努力をしますので、皆さんの御支援を是非よろしくお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

角田委員長職務代理者 ありがとうございました。

委員長が決まりましたので、これからの議事につきましては委員長にお願いいたします。

〔竹尾委員、委員長席に着く〕

竹尾委員長 それでは、委員長に選任されましたので、私が議事を進行させていただきたいと思えます。

竹尾委員長 日程第3 議席の指定を行います。

議席の指定は、西東京市教育委員会会議規則第5条の規定により委員長が定めることとされております。委員長において指定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

竹尾委員長 御異議なしと認め、委員の議席は委員長において指定いたします。委員の議席は、ただいま御着席の席を議席として指定いたします。よろしゅうございますね。どうぞよろしくお願いいたします。

竹尾委員長 日程第4 議案第11号 西東京市教育委員会の課長(相当職を含む。)の職以上の人事についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。
宮崎教育長 議案第11号 西東京市教育委員会の課長(相当職を含む。)の職以上の人事についての専決処分について、の提案理由を御説明申し上げます。

平成19年4月1日の人事異動に伴う教育委員会の課長(相当職を含む。)の職以上の人事について、緊急を要し、教育委員会を招集するいとまがないため、教育委員会事務委任規則第5条の規定により専決処分をしたため、同規則第6条の規定により報告を行うものでございます。

平成19年3月31日付の人事異動で、学校教育部の方から行います。学校教育部指導課統括指導主事、中村 豊でございますが、東京都教育委員会からの派遣を解きます。

平成19年4月1日付の人事異動でございますが、学校教育部参与兼教育庶務課長、二谷保夫でございますが、市長部局へ出向いたします。児童青少年部子育て支援課長の青柳昌一でございますが、学校教育部教育庶務課長になります。東京都教育委員会、石井卓之でございますが、学校教育部指導課統括指導主事になります。

次に、生涯学習部でございますが、生涯学習部社会教育課長、宮寺勝美でございますが、生涯学習部副参与兼社会教育課長になります。生涯学習部中央図書館長、小池 博でございますが、生涯学習部副参与兼中央図書館長となります。以上でございます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第11号 西東京市教育委員会の課長(相当職を含む。)の職以上の人事についての専決処分について、は原案のとおり承認されました。

竹尾委員長 日程第5 議案第12号 西東京市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第12号 西東京市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則、の提案理由を御説明申し上げます。

本案につきましては、学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）の公布に伴いまして、西東京市教育委員会事務局処務規則中に記載されている「心身障害学級」を「特別支援学級」、「障害教育」を「特別支援教育」に改める文言の整理を行う必要が生じたため、本委員会に提案するものです。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

竹尾委員長 補足説明はございませんね。

説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第12号 西東京市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第6 議案第13号 教育財産の処分について（申出）の専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第13号 教育財産の処分について（申出）の専決処分について、の提案理由を御説明申し上げます。

御存じのとおり、西東京市立青嵐中学校は、校舎、体育館等が建てかえられ、本年4月から新校舎における授業が開始されます。19年度は東校舎の解体、校庭等の外構工事が行われ、10月いっぱい建てかえ事業がすべて完了する予定となっております。このたび東校舎を解体することから、教育財産の処分を行うものでございます。あわせて、17年度に解体した校舎についての教育財産処分についても、市長に申し出を行う必要があるため、事務手続等の関係から緊急を要し、教育委員会を招集するいとまがないため、専決処分を行い、教育委員会事務委任規則第6条の規定により報告を行うものでございます。詳細につきましては事務局より説明いたさせます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

小野学校教育部主幹 教育財産の処分に関しまして、教育長説明の補足をさせていただきます。

お手元の資料の2ページ目をお願いいたします。専決処分書中段のところ表がでございます。この表の右側でございますけれども、平成17、平成19、平成17という形で、それぞれ17年度に解体したものと今回19年度に解体するものということで、校舎棟並びにプール、体育館等の面積等を記させていただいております。

詳細につきましては、次のページの図面をお願いいたします。この図面で2色刷りしてございます。今説明いたしました、平成17年度に解体いたしましたのは左手の茶色っぽい部

分が17年度で解体を行いました。19年度の解体予定といたしましては、その右手に緑色で色をつけてある部分、通称東校舎と言われている校舎ですが、この部分を今回19年度の事業として取り壊すということでございます。17年度、19年度の2期工事ですべて解体をするということで、今回改めて一括で教育財産の処分の申し出を行っているところでございます。なお、この緑部分の解体が済み次第、現在、新校舎、新体育館が完成しておりますので、解体後速やかに校庭整備工事に着手する予定でございます。以上です。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第13号 教育財産の処分について（申出）の専決処分について、は原案のとおり承認されました。

竹尾委員長 日程第7 議案第14号 西東京市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第14号 西東京市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則、の提案理由を御説明申し上げます。

本案につきましては、西東京市スポーツ施設の利用者に対して適正な利用を図ることを目的として、利用者の相互における快適かつ公平な利用をしていただくため、第20条第5項に「係員の指示に従うこと。」を追加するものでございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

竹尾委員長 補足説明はございますか。 特にございませんか。

説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第14号 西東京市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第8 報告事項、に移ります。

それでは、報告事項について説明をお願いいたします。

宮寺社会教育課長 報告事項の(1)西東京市文化財の指定について(答申)、について御報告いたします。

まず最初に、この答申についての経過を御説明いたしますと、平成16年9月の教育委員会定例会において諮問の議決をいただき、西東京市文化財保護条例第6条の規定により、西東京市文化財保護審議会に諮問をいたしましたところでございます。この諮問に対し、文化財保護審議会では慎重に御検討いただき、お手元にある資料のとおり、田無神社境内にある、野分初稲荷神社本殿について、現段階では市指定とすることが相当でないとの答申をいただいた

ものでございます。以上です。

竹尾委員長 それでは、質疑は一括して行いたいと思いますので、社会教育施設のあり方について（提言）、もお願いいたします。

宮寺社会教育課長 それでは、社会教育委員の会議から提出されました社会教育施設のあり方についての提言について御報告いたします。

平成17年10月に教育長より社会教育委員の会議に提言依頼いたしまして、これを受けて、社会教育委員の会議では、社会教育施設の中の公民館と図書館に限定し、この2施設のあり方について提言されたものでございます。公民館と図書館の歴史の変遷を踏まえながら現状の分析をし、問題点を把握し、検討課題について重点的に調査し、検討の議論を重ねられ、この提言に至ったものでございます。

それでは、この提言の内容を簡単に御説明いたしますと、公民館の現状と問題点については、西東京市地域経営戦略プラン、いわゆる第二次行財政改革大綱の実施項目で、公民館事業の見直しの準備作業状況の課題、それから公民館の中央館方式の効果の課題、公民館事業での市民ニーズを先取りしたような事業企画の課題や公民館職員の資質向上の課題が取り上げられております。

その次ですけれども、これからの公民館のあり方につきましては、他市等の取り組み状況を参考にいたしながら、本市の検討課題として、市民ニーズの多様化に伴う学習活動支援をするための職員の研修制度の必要性や市民との協働企画、協働運営の展開の必要性、公民館相互の関係だけでなく、類似施設や類似事業に取り組んでいる機関との協議の検討、公民館施設予約の再検討などの課題を指摘されております。また、受益者負担につきましては、他市との均衡にも配慮しながら、市の施設全般を見通した全庁的観点に立って検討すべきであり、民間活力の導入については、指定管理者制度も視野に入れ検討すべきであることも取り上げられております。

次に、図書館の現状と問題点につきましては、第二次行財政改革大綱を踏まえて、市民嘱託員制度の活用や職員定数の見直しが見られておりますが、図書館運営協議会で嘱託員制度と指定管理者制度との比較検討を進めている。図書館事業については、学習情報提供に努めており、開館時間等の延長も試行している。レファレンスサービスも充実しておりますが、学習室や公民館連携事業の課題が取り上げられております。

図書館のあり方については、民間活力導入については効率的な図書館運営が確保される方針が策定されることを期待し、開会時間延長や学習室の検討や公民館連携事業の工夫の充実が求められているということでございます。

この提言を踏まえて、今後、課題解決に向けて努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

竹尾委員長 3番目の平成19・20年度 西東京市立小・中学校学校医等の委嘱について、をお願いします。

富田学務課長 御説明申し上げます。

平成19・20年度 西東京市立小・中学校学校医等の委嘱についてでございます。

学校医につきましては、2年間の任期でお願いしているところでございますが、平成19

年度が新年度ということになってございます。御覧いただくように、表の方が小学校でござい
ます。また、裏面の方に中学校と、それから専門科目がござい。内科、眼科、耳鼻科、
歯科、薬剤師についてはそれぞれの学校について、お一人ずつ先生をお願い申し上げている
ところですが、いわゆる専科の整形外科、神経科、精神科については、小中全校をお一人で
お願い申し上げているということでございます。以上です。

竹尾委員長 以上、報告事項が終わりました。ただいまの報告事項でございます、西東京市
文化財の指定と社会教育施設のあり方、それからただいまの校医の委嘱についてを一括して
取り上げたいと思います。御質問ございましたら。あるでしょうか。どうぞ遠慮なく。
角田委員 社会教育のこの提言についてなんですが、このように提言されたものを踏まえて
今後の課題解決に向かっていくというお話を伺ったんですけれども、こういう提言されたも
のというのは、いつごろまでに回答するというようなものではないのですか。それが一つ。
それから、問題点とあり方というのがどのように生かされていくのか、ちょっと何か例でも
あれば聞かせていただきたいのですが。

宮寺社会教育課長 提言につきましては、基本的に拘束されるものではありませんけれども、
これは社会教育委員の方から出された文ですので、慎重にこの辺は、これを踏まえて検討し
ていかなければならないと考えております。

それから、取り組みということですが、これについては、基本的に提言の中で、趣旨とい
たしましては、提言依頼が、第二次行財政改革を踏まえてどうしていこうかということで検
討していただくという趣旨でございますので、それに基づいて、基本的には行財政改革を踏
まえて、それからこの提言を踏まえて今後解決に向けて図書館、公民館においてその辺を検
討していただくというような形で考えております。

竹尾委員長 ほかに質疑はございせんか。すみませんが、委員長が質問しちゃいけな
いかな。この提言を受けまして、昨日議決された19年度予算の中に、何か具体的に一つ施
策として出したということがございますか。

小池中央図書館長 提言の一番最後のページでございますが、これからの図書館のあり方
についてという御提言をいただいております。この中で、一つは、一番大きなものは図書館運
営の見直しということでございますけれども、19年度の予算の中で具体的にこれに関係し
て盛り込まれているものを何点か御紹介させていただきます。

まず、「ネットワーク」という言葉がございせんが、図書館のネットワークというのは、
まず施設が7施設あって、それに付随して返却ポストであるとか、あるいはほかの公共施設
を使ったサービスの提供だとかいったような、そういう有機的なネットワーク網を図書館で
は形成しようと思っておりますが、19年度予算の中で、返却ポストにつきまして、保谷庁
舎の中にもう1カ所、19年度の当初に設置をするというようなことを今予定しております。

それから、予算的な面ですが、ハンディキャップサービスの研修というようなことがござ
いせんが、この職員の研修、それからボランティアの方の研修といったようなことで、具
体的に講師を依頼して講習会を開くような予算計上しております。

それから、学習室の関係では、20年度に保谷駅前の図書館の中に、初めて西東京市とし
ましては学習室を整備するような方向で、現在、実施設計が完了いたしております。まだあ

と思うんですけれども、ちょっと資料がございませんので、これぐらいでお願いいたします。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

角田委員 ちょっとついでなんですけれども、今問題になっているのは図書のマナーね。こういった返却に対して、市の方としては、提言にも何にもなかったわけなんですけれども、そういう破損等、貸出等に対する問題のようなものはないんですか。

小池中央図書館長 残念ながらございます。少しずつですが、図書に対する利用者の方のマナーが悪くなっているなという印象は持っております。それで、じゃあ、具体的に何をしているのかということですが、まず、窓口で返された本の点検は今まで以上に入念に行って、傷んでいる本の取り出しはさらに厳しく行っております。これは結果ですので、この結果をどうするかということですが、具体的には1年の適当な時期に、昨年も行っておりますけれども、破損された本の展示というような、かなり悲しいテーマの展示なんですけど、行いまして、これは全館で行って、実際に来館される利用者の方に、こういうマークを引いたものとか、アンダーラインを引いたもの、それから切り抜きされた本、雑誌、あるいは水につかってしまってもうもとに戻らないような、ふやけてしまった本ですとか、かなりのものがありますので、それを人目にさらさないで処分してしまうのではなくて、とっておきまして、利用者の方に開示しているというような、こんなことも進めております。

それから、傷んだ本というのは、貸し出しするときには傷んでいない状態で貸しているわけですから、それが返ってきたときには、お返しいただいた方に事情をお聞きして、可能な限りは弁償していただくような、そのような対応も個別に行っております。

角田委員 大切なことですね。ありがとうございました。

相原保谷公民館長 私の方から、公民館関係の提言を受けて予算にどういうふうに反映されたかということですが、公民館関係は、19年度から職員1名が減になりました。それを受けまして、地域経営戦略プランの中で「公民事業の見直し」という項目がございます。その中で公民館専門員の活用を図るといったような対応がありますので、それに従いまして19年度は公民館専門員を2名増員したということでございます。以上でございます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

角田委員 今の市民ニーズをどのように反映しているかについてが不明瞭だと提言されていますよね。そんなことはありませんよというのがあれば教えてください。

相原保谷公民館長 「市民ニーズを先取りしたような事業企画があるようには見受けられない」というところだと思いますが、この件に関しましては、公民館職員は市民団体等との公民館内でのいろいろな接触等をする中で、常に地域課題について把握するように努力しております。環境問題等、いろいろ実施しているところもありますので、市民ニーズを先取りしたというよりは、現実的な課題の市民ニーズを把握して、主催講座等を実施しているという状況でございます。以上でございます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

以上で報告事項を終わります。

竹尾委員長 次に、日程第9 その他、を議題といたします。

教育委員会全般についての質疑をお受けしたいと思います。どうぞ御質問、御意見ございましたらよろしくお願いします。特にございませんか。 質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

以上をもちまして平成19年西東京市教育委員会第3回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午 後 3 時 0 7 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員